

# 消防用設備等の点検報告制度について！

自動火災報知設備やスプリンクラー設備などの消防用設備は、万一の火災発生時にはその機能を確実に発揮する事が強く求められます。

そのためにも日頃から適切な維持管理が必要です。消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象物（建物）の関係者(所有者、管理者、占有者)は、その設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果をすみやかに消防署長に報告しなければなりません。

## 点検義務のある人

消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の関係者



## 消防用設備等とは？

消火器など様々な種類があります。  
(右表参照)

消防設備の点検と管理



区 分	種 類
消 防 用 設 備 等	消火設備 消火器 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン消火設備 粉末消火設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
	警報設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 非常警報設備 消防機関へ通報する火災報知設備
	避難設備 避難器具 誘導灯
	消 防 用 水
	その他 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 無線通信補助設備 非常用コンセント設備

## 点検の種類及びその内容

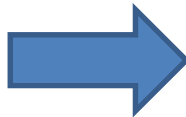
機器点検（6か月に1回以上）

消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無、その他外観から判別できる事項や、その機能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項などを確認します。

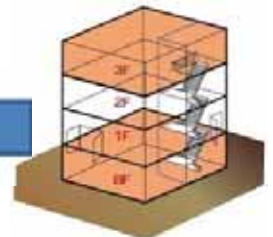
総合点検（1年に1回以上）

消防用設備等の全部若しくは一部を作動又は使用することにより、総合的な機能を確認します。

## 点検を実施する人



点検を実施する人  
消防設備士  
消防設備点検資格



延面積が1,000㎡以上の建物

地階及び3階以上に飲食店や物品店等の不特定多数の人が出入りする用途がある建物で、かつ、屋内階段が1箇所のもの。  
（屋外に設けられた階段の場合は対象となりません。）

## 上記以外の防火対象物

上記以外の建物は、防火管理者などの関係者も行うことができますが、確実な点検・整備を行うために有資格者（消防用設備士又は消防設備点検資格者）に行わせることが望まれます。

**\* 点検で不良箇所等があった場合は、速やかに改修する必要があります。**

## 点検結果報告書の作成

点検結果を記入した点検結果報告書及び点検票を2部ずつ作成します。



## 点検結果の報告

点検結果は、次に定める期間ごとに、建物を管轄する消防署長に報告する義務があります。

報告の期間	建物の用途
特定防火対象物（1年に1回）	百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店などの不特定多数の人が利用する建物
非特定防火対象物（3年に1回）	工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など主にそこに勤務する者が利用する建物

## 罰 則

### 維持義務違反

- ・消防用設備等の維持のため、必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
  - ・その法人に対しても上記の罰則が科せられます。
- （消防法第44条第1項第12号・第45条第1項第3号）

### 点検報告義務違反

- ・点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
  - ・その法人に対しても上記の罰金が科せられます
- （消防法第44条第1項第11号・第45条第1項第3号）

### 【問合せ先】

北はりま消防本部(予防課)	加東市下滝野 1269-2	0795(48)3071
西脇消防署(予防係)	西脇市野村町 1796-502	0795(23)6106
加西消防署(予防係)	加西市北条町東高室 993-1	0790(42)9119
加東消防署(予防係)	加東市上中 3-25	0795(42)3560
多可消防署(予防係)	多可郡多可町中区岸上 281-177	0795(32)0119

